

咸豐・同治期（幕末維新期）の中琉日關係再考

——尙泰冊封問題とその周邊——

西 里 喜 行

はじめに

第一章 琉球使節の進京問題と参府問題

第一節 中琉關係における進京問題

第二節 日琉關係における参府問題

第二章 尙泰冊封をめぐる諸問題

第一節 中琉關係における尙泰冊封問題

第二節 日琉關係における尙泰冊封問題

おわりに

はじめに

一七世紀の初頭以來、中國（明・清）と日本（薩摩藩）の兩國に従屬しながら、東アジアの傳統的國際秩序の一環を占めてきた琉球王國は、アヘン戦争後の一九世紀四〇年代以來、歐米列強が地政學的關心にもとづいて琉球列島へ押し寄せ、王國の主權（所屬）を問題にするようになると、内外共に困難な事態に直面せざるを得なくなった。⁽¹⁾

傳統的國際秩序の中では、日琉（薩琉）關係を對外的に隱蔽することによって、冊封進貢體制の一環としての中琉關係

も維持されていたが、一九世紀も五〇年代に入ると、所謂「隱蔽策」を維持し続けることが困難となっただけでなく、日清兩國の「内憂外患」によって、傳統的秩序の枠組みを保持することさえ至難の問題となり始めたからである。

一九世紀の五〇―六〇年代に、日清の内亂や政争が傳統的統治システムを機能不全に陥れ、内政・外交の諸分野で未曾有の事態を現出したことは、周知の通りである。⁽²⁾ むろん、日清兩國における未曾有の事態は、従来の傳統的な中琉關係とその裏返しとしての日琉（薩琉）關係のあり方をも左右し、一七世紀以來の中琉日關係の枠組みに「變容」を迫ることになる。日清兩國の内亂や政争と連動しながら、新たに浮上した鑄錢用あるいは武器製造用の銅材獻納問題⁽³⁾、琉球使節の北京行きや江戸上りの問題、尙泰冊封をめぐる諸問題などは、王國の存亡に關わる危機的要因を内包していたことに注目したい。

従来、咸豐・同治期の内亂や幕末維新期の政争を視野に入れながら、以上の諸問題を、傳統的な中琉日關係に「内在」する特徴的な一局面とみなして、個別的に論及した先行研究は若干存在するものの⁽⁴⁾、この時期に新たに浮上した諸問題の一つとして位置づけ直し、傳統的秩序の「變容」の實態とその歴史的意義について十分検討されてきたとは言えないように思われる。

従って、本稿の課題は次のように設定される。即ち、咸豐・同治期、幕末維新期中琉日關係を揺るがせた諸問題の中から、尙泰冊封問題とその周邊の諸問題を取り上げ、日清兩國の動亂は中琉日關係にどのような影響を及ぼしたのか、中琉日三國の當局者は動亂の渦中で中琉日關係をどのように認識し、どのような對應策（選擇肢）を模索したのかという問題意識と視角から再検討を加え、新たな史實と論點を提示すること、これである。

第一章 琉球使節の進京問題と參府問題

咸豐・同治期即ち幕末維新期に、傳統的な中琉日關係の繼續を困難に陥れる重要な要因の一つとなったのは、動亂・政

争の渦中にあった清國と日本への琉球使節の派遣をめぐる問題であった。ここでは、尙泰冊封問題の前提として琉球使節の派遣問題を検討し、この時期の中琉日關係の「變容」の實態と「危機」の内實に迫りたい。

第一節 中琉關係における進京問題

定期的進貢のための進貢使、皇帝の即位祝賀のための慶賀使、匾額等の頒賜に感謝するための謝恩使などが、皇帝拜謁のために北京へ赴くことを進京という⁽⁵⁾。琉球使節の進京は中琉關係の維持・確認のために不可欠であったことから、琉球王國にとっては政治的にも經濟的にも、重要な國家的プロジェクトとして位置づけられた⁽⁶⁾。二年一貢の規定に従って隔年ごとに派遣される琉球の進貢使は、通常、九月中旬に那覇を出發して九月末か一〇月初旬に福州へ到着し、急いで旅裝を調えて北京へ向かい、規定された貢道（進京ルート）を通って一二月二〇日までに北京城内に入らなければならなかった⁽⁷⁾。北京入城後の進貢使は禮部への挨拶、進貢品の献上、元旦朝賀の禮への參列、皇帝招宴への出席などの諸儀式・儀禮を済ませた後、遅くとも三月初旬までには北京を出發し、四月中旬頃までには福州へ戻り、約一年間福州に滞在して翌々年の五、六月頃、接貢船で歸國することになっていた⁽⁸⁾。

ところが、一九世紀も五〇年代に入ると太平軍の勢力が日増しに擴大し、天京（南京）に首都を置く太平天國が江南の廣範な地域を支配したため、福州から北京へ到る貢道が直接脅かされることとなり、加えて咸豐六（一八五六）年以後は第二次アヘン戦争の影響をも受けざるを得ず、琉球使節の通常の旅程は大きく狂わされるに至る。

早くも、咸豐二（五二）年の進貢使（毛種美・蔡士俊）は太平軍と清國軍の交戦の影響を受け、江蘇省鎮江附近で「回空の軍船、紛紛として南下し、節節に阻滯⁽⁹⁾」されて北京到着が遅れただけでなく、北京からの歸途、福建省西北の建寧府に一年餘も足止めされ、咸豐四（五四）年五月二八日ようやく福州琉球館へ到着、翌月歸國している⁽¹⁰⁾。

咸豐四（五四）年の進貢使（向邦棟・毛克進）の場合は、ほぼ通常通り那覇を出發して一〇月一七日には福州琉球館へ到

着したものの、「今逆氣未だ靖んぜず道阻まれて行き難」く「暫く進京を緩らせ」たいとの上奏文が北京へ送られたこと、
 續いて「此の次は庸て進京せしむるなかれ」との上諭が下されたことを、福建布政使から知らされた。⁽¹¹⁾ 驚愕した向邦棟ら
 は福建當局へ繰り返し陳情書を提出、「例に照らして進京し以て貢典を全うせんことを籲懇」して已まなかった。⁽¹²⁾ 向邦棟
 らの懇願を受けた閩浙總督の王懿德は、軍事情勢が好轉するまで進京の時期を遅らせ、その間、進貢使を福州で待機させ
 たいと上奏し、向邦棟らの陳情書を上奏文に添付した。⁽¹³⁾ まもなく北京から「軍事情勢が好轉するのを待つて進京させよ」
 との新たな上諭が届いたので、向邦棟らは福州で待機することを許され、翌咸豐五（五五）年八月に至つてようやく福州
 を出發、豫定よりほぼ一年遅れて一一月下旬には北京へ入り、進貢の諸任務を果たした後、翌咸豐六（五六）年四月に福
 州へ戻る事ができた。⁽¹⁴⁾ この間福州へ北京の往復には「水陸を論ぜず、各省特に文武員弁兩人・兵卒八、九人を遣わして
 護送す。また丹徒縣にて河を越え以て甘泉縣の邵伯に至るまで各處に河賊あり。更に南京の長髮賊の竄する所の近邊を経
 過するには、復た參將一員・兵卒三十人を加えて護送」⁽¹⁵⁾ するという状態で、清國の内亂は琉球使節の進京に暗い影を落
 していた。

咸豐六（五六）年の進貢船は一〇月下旬になつても福州へ到着しなかつたことから、閩浙總督慶端は江南の軍事情勢が
 緊迫していることも考慮して、進貢使を期限内に北京へ送り届けることができない旨上奏していた。⁽¹⁶⁾ しかし、その直後に
 福州へ到着した咸豐六年の進貢使（向有恒・阮宣詔）は、通常より約一ヶ月遅れて一二月一日福州を出發し、北京へ向かつ
 たものの、「賊匪」に阻まれて遠回りせざるを得ず、各處で數日間も足止めされ、翌咸豐七（五七）年三月によろやく北
 京へ到着、急いで進貢の諸任務を済ませて七月には福州へ戻つた。この間、往復の水路・陸路を管轄する各省では、前回
 と同様に文官・武官二人と兵卒八・九人が護送に當つたが、とりわけ「江南省の桃源縣・宿遷縣及び山東省の山賊交々
 起るに因り、兩縣各々兵卒四十人を遣わし、山東省は或いは三百人を遣わし、或いは二百人を遣わし、或いは五、六十
 人を遣わして護送す。且つ該員弁兩人を除くの外、兩員を加添し兵を率いて護送せしむ」⁽¹⁷⁾ という状況で、福州へ北京間の

往復にはやはり大きなリスクを伴った。

咸豐八（五八）年の進貢船はほぼ通常通り一〇月一八日福州へ到着したが、福建巡撫の慶端は「逆氣未だ靖んぜず」道路不通の箇所が多いので琉球使節（翁俊・阮孝銓）を暫く福州に留まらせ、道路事情の好轉を待つて進京させたいと上奏したところ、⁽¹⁸⁾折り返し「各處の道路疎通するを俟ちて」進京させよとの上諭が届き、⁽¹⁹⁾翁俊らもまた福州に足止めされることとなった。しかし、翁俊らの進京の要望が強く、翌咸豐九（五九）年二月、道路事情を勘案して琉球使臣を進京させよとの上諭が届いたので、⁽²⁰⁾折り返し閩浙總督の王懿德は琉球使節を進京させる旨上奏した。⁽²¹⁾かくて、同年三月翁俊らは福州を出發し、通常の二倍以上の日数を費やして同年六月に北京へ到着、進貢の諸任務を果たし、福州へ戻ったのは同年一〇月中旬のことであった。この間の往復に當たっては、前回咸豐六（五六）年の進貢使の場合と同様、護送のために二〇〇〜三〇〇人の兵卒が動員されている。⁽²²⁾

咸豐四（五四）年・咸豐五（五六）年・咸豐八（五八）年の進京問題については、以下の史實と論點に注目したい。第一に、軍事情勢の緊迫化を背景に進京中止・歸國命令が出されたにもかかわらず、琉球使節は繰り返し陳情書を提出し、「道路の逆氣未だ靖んぜず」と雖も、而れども上は聖天子の聲靈もて遠庇せらるるに仗り、⁽²³⁾各委員の伴送するを邀むれば、法を設けて道を繞り趨ぎ行くべし。即え跋涉すること稍々異常なるも、某等は分として宜しく然るべき所にして、何ぞ敢えて安を偷み主命を稽延し便を圖り煩を憚り、臣節を虧くること有らんや」と訴えて、いかなるリスクをも覺悟の上で、あくまでも進京を要望し續けたことである。

第二に、清國朝廷は「其れ〔琉球使臣〕をして此の次は庸て來京する母からしめ、仍お犒賞を優與し、員に委して護送し回國せしめよ」と、⁽²⁴⁾一旦進京中止・歸國命令を出しながらも、福建當局から再度、「該貢使等、殷殷として籲懇するに、その意は實に至誠に出でたり。若し必ず其れをして庸て來京する母からしむれば、遠人の嚮慕を慰むる所以には非らず」との上奏文を受け取るや、一旦下した命令を撤回し、琉球使節の福州滞在を認め、「來歲道路疎通するを俟ちて即ちに員

を派して該貢使等を護送して京に赴き忱悃を輸いたさしめよ」⁽²⁵⁾と命じていることに注目したい。琉球使節の「至誠」が福建當局を動かし、上諭を撤回させるに至ったのである。

第三に、琉球使節は進京のリスクを覺悟しなければならなかったものの、福州及び北京での滞在費用をはじめ往復の旅費も負擔する必要はなく、「沿途の口糧・驛遞・夫馬舟車は該督より例に照らして給發し、官を差わして伴送し、及び兵丁もて護送して來京せしめ、回る日の沿途の口糧・驛遞・夫船は兵部より勘合を給豫す」⁽²⁶⁾という一般規定が適用され、清國當局がすべてのリスクとコストを負擔したことに留意しておきたい。

第四に、進京のリスクとコストの増大にともなって、琉球使節の清國側伴送官が病氣休暇と稱して護送任務を忌避し、彈劾される事例が表面化したり、あるいは護送途中で通過地の住民から規定以上の供應を要求する事態が露見するなど、⁽²⁸⁾琉球使節の進京をめぐるトラブルが清國當局にも問題視されるようになったことである。

第五に、清國當局は一方でリスクとコストの増大を考慮して進京中止の方向に傾きながらも、他方で屬國の離反を防ぎ傳統的秩序を維持しなければならないという觀點から、琉球使節の進京の要求にも配慮を拂わざるを得なかったことに注目すべきであろう。英佛連合軍が天津へ迫り外國公使の北京駐在を要求するという危機的状況の中で、主戦派官僚の周祖培や尹耕雲らが「朝鮮・琉球等の國は久しく正朔を奉じ、朝貢に遇う毎に皆恭順を極む。(中略)若し該夷〔英佛〕の桀驁・倨侮を見れば、必ず皆天朝を輕視するの意あるべし」⁽²⁹⁾と強調していたことも、冊封進貢體制の維持を至上命題とする清國當局にとっては、琉球使節の進京の要求に配慮せざるを得ない事情の一つであったと思われる。

要するに、咸豐四(五四)年、咸豐六(五六)年、咸豐八(五八)年の三回とも、進京を危ぶまれるなかで變則的な旅程を強いられながらも、琉球使節がなんとか進京できたのは、いかなるリスクをも顧みず進京しなければならないという琉球側の立場と、屬國の離反を防いで傳統的秩序の中に繋ぎとめておきたいという清國側の思惑が一致したからであった。しかし、咸豐一〇(六〇)年の琉球使節の場合は、遂に進京できない事態に立ち至った。この間の経緯を、『中山世譜』

の記述を中心にフォローすれば次の通りである。⁽³⁰⁾

琉球滞在のフランス人から、第二次アヘン戦争最中の天津・北京の情勢が重大局面に入り「最早、合戦相始爲申筈」⁽³¹⁾との情報を得ていた琉球當局は、進貢船の派遣を躊躇せざるを得なかったようである。咸豐一〇（六〇）年の進貢船は通常より一ヶ月以上も遅れて十一月一七日二隻とも同時に那覇港を出港したが、二號船は翌咸豐十一年二月四日、頭號船は三月一日〇日福州へ到着している。⁽³²⁾進貢正副使の向志道・鄭德潤らは早速三月一二日に「進京を賜りたし」との陳情書を布政使司へ提出したところ、まもなく出發の日を決めるので、旅装を調べて出發を待つように、との回答を受け取った。ところが、四月一日に至って、布政使司は「現今、北上の道途は賊匪肆まに擾し、以て往來し難ければ、宜しく本夏の貢船に坐駕して、以て國に回るべし」と命じた。命令を受けて驚怕した向志道らは「例に違いて回國すれば如何にして以て復命するを得るや、道路稍や通ずるを俟ちて繞越して前進するを准されんことを乞う」旨の陳情書を提出して進京の可能性を模索した。陳情の趣旨は福建當局にも受け止められたようで、福建巡撫の瑞璣も軍事情勢の緊迫を理由に進京の時期を遅らせたいと上奏して許可を得た。⁽³³⁾ひとまず福州に留まることを許された向志道らは軍事情勢の好轉を待ったが、九月には咸豐帝が死去し同治帝が即位したという情報に接し、前例通り喪に服した。進京が危ぶまれる状況に直面して、向志道らは一〇月二三日、三度、「年内において上京せざれば則ち來夏に汎に乗じて開洋する能わず、早きに及んで京に赴くを准されんことを乞う」旨の陳情書を提出した。しかし、福建當局は何の反應もせず、翌（同治元）年四月二七日に至って、布政使から「客歲〔咸豐十一年〕十二月初五日、〔現在道路梗阻のため進京できないので、進貢の表文・方物は暫く司庫に保管し、道途稍や通じるまで進京を遅らせ、同時に頒賜すべき敕書や欽賞の物件は通例通り賜給したい〕と上奏して裁可を得た旨、巡撫から連絡があったので承知するように」との通達を受け取った。さらに五月一九日、布政使は「今、夏至將に届らん」とす。貢船開駕の期は已に迫近せり。若し敕書の降來するを俟てば、開洋時宜を失うを恐る。該使臣等は接貢船に坐駕し、先に國に回るを行い、將來奉到するの敕書及び欽賞の物件は存留官に交與して祇領せしめ、下届の貢船闕

に到るを俟ちて附搭して國に回らしむべし」と、琉球使節に歸國を命ずるに至った。然るに向志道らは「若し敕書等の件を捧げ回らざれば如何に復命するや、航海の效順を俯念せられ、道等をして敕を捧げて回らしめ、以て使節を全うせしめんことを乞う」と、尙も敕書が届くまでの福州滞在期間の延長を要請し、「再三稟請」したものの、「奈んせん、允准を蒙らず」、遂に同治元（六二）年六月六日「驛を離れて舟に登り二十一日五虎より開洋し」、進京の使命を果たすことなく空しく歸國せざるを得なかったのである。

向志道らが歸國するや、折り返し次回の進貢船が派遣されることになっていた。しかし、第二次アヘン戦争は終結していたものの、清國側と太平軍との内戦はまだ繼續中で、進貢使が進京できるといふ保證はなかった。案の定、同治元（六二）年の進貢船の内、二號船は清國沿海で海賊船に襲われ搭載の武器や貨物を奪われたが、頭號船の進貢使（向啓元・林長隆）は同年一月四日福州へ到着している。⁽³⁵⁾ 福州における向啓元らと福建當局との交渉は、前回の向志道らの場合とほとんど同様の経過をたどった。向啓元らは約一年半の間福州に留まり、進京について繰り返し陳情書を提出し「再三泣請すると雖も允准を蒙らず」、同治三（六四）年五月「已むを得ず開洋して回國」するに至る。⁽³⁶⁾

咸豐一〇（六〇）年と同治元（六二）年の琉球使節が二度も連續して進京できなかったのは極めて異例の事態であって、この時期の中琉關係が根底から動搖しつつあったことを示していると言うべきであろう。⁽³⁷⁾

第二節 日琉關係における參府問題

進京問題が中琉關係における難題となっていた一九世紀の五〇―六〇年代には、他方の日琉關係においても、琉球使節の派遣は困難に直面していた。

傳統的な日琉（薩琉）關係においては、薩摩軍の侵攻を蒙った後の琉球王國は毎年、年頭使を薩摩藩へ派遣することを義務づけられた外、江戸幕府に對しても、國王の代替わり毎に「繼目御禮」として謝恩使を、將軍の代替わり毎に「襲職

慶賀」として慶賀使を派遣することになっていたことは周知の通りである。年頭使などの琉球使節の鹿兒島派遣を上國と
 言い、上國する琉球使節を上國使者とも稱し、謝恩使や慶賀使の江戸上りを参府と言ひ、江戸上りの使節を参府使節とも
 稱する。⁽³⁹⁾那覇を出發した参府使節の一行は鹿兒島へ到着して参府の準備を調えた後、薩摩藩主の引率のもとに指定された
 ルートを通じて江戸へ到り、一ヶ月前後の江戸滞在期間に「進見の儀」などの所定の公式行事を終えたと、江戸を出發し
 て歸路に就き、鹿兒島を経由して歸國する。出發から歸國までの期間は進京使節の場合と同様、ほぼ一年半の旅程であつ
 た。⁽⁴⁰⁾中琉關係における進京使節のように定期的に派遣されたわけではないとは言え、参府使節も日琉關係の節目毎に恒例
 のイベントとして繰り返されたのである。

ところが、進京使節の派遣費用が全額清國側負擔であつたのとは異なり、上國や参府の費用は琉球側の負擔であつたこ
 とから、琉球王國にとっては常に財政壓迫の一大要因とならざるを得なかつた。⁽⁴¹⁾アヘン戦争後の相次ぐ異國船の來航等で
 社會的動搖の最中であつた一八四七年に尙育王が死去し、翌年尙泰が僅か六歳で王位を繼承すると、琉球當局は「繼目御
 禮」の謝恩使を江戸へ派遣しなければならなかつた。しかし、参府費用を自力で調達できなかった琉球當局は、慣例に従
 って薩摩藩から借金することとし、⁽⁴²⁾銀八千兩を拜借して参府費用の一部に充て、謝恩使として尙愼（玉川王子朝達）を派
 遣した。

嘉永三（一八五〇）年六月那覇港を出發し、鹿兒島へ到着した尙愼らは、藩主齊興に拜謁した後、齊興に伴われて鹿兒
 島を出發し、一〇月三〇日江戸へ到着して將軍家慶に拜謁、謝恩の任務を果たして歸路に就き、鹿兒島經由で翌年四月に
 歸國している。⁽⁴³⁾

尙愼らの歸國から二年後の嘉永六（五三）年七月、ペリー艦隊の浦賀來航と前後して將軍家慶が死去すると、翌月薩摩
 藩から琉球當局宛に、「第十三代將軍の襲職が決まり次第、慶賀使を参府させなければならぬが、薩摩藩主は來る安政
 三（五六）年の参勤交代の際に召し連れる豫定なので、その旨國王へ傳達して参府の準備を始めるように」との内達が届

いた。⁽⁴⁴⁾ その際同時に、薩摩藩當局は參府準備費用として「銀子八拾貫目」を貸與することを約束し、次のように口達している。

右「銀子八拾貫目」者、來辰年「丙辰」五六年、江戸江之使者被差上候付而者、近來打續大粧之被及入價候條、至極難澁之賦り、殊二異國人逗留旁付而者、不容易譯柄候得者、賀慶使之儀者、古來より嚴格之勤務、免角首尾能不相整候而者不相叶儀二候。就而者、過分入價差見得、猶又國中難儀之筈と被遊御憐察、當時柄出格之御計を以、右之通拜借被仰付候。左候而辰年「五六年」より丑年「六五年」迄拾ヶ年無利息二而被差延置、寅年「六六年」より年府返上、又者趣法立を以、返上之筋茂候ハ、被願出候様被仰付候事。⁽⁴⁵⁾

異國船や異國人への對應のため財政困難を強いられている琉球側の事情を特別に配慮して、三年後の慶賀使の參府費用として八拾貫目を貸與するというわけであるが、その返済方法として「拾ヶ年無利息」で据え置いた後、十一年目から年賦返済する方法を提案していることに注目すべきであろう。

薩摩藩からの借金をも參府費用の一部に充てて二年間準備を進めた王府當局は、參府豫定の前年、即ち安政二（五五）年、第十三代將軍家定の「襲職慶賀」のための參府使節を派遣した。伊江王子朝忠（尙健）と小祿親方良泰（馬克承）を正副使とする參府使節の一行は、同年五月一九日那覇を出港、二九日鹿兒島へ到着し、來年の參府に向けての諸準備に奔走した。⁽⁴⁶⁾ ところが、同年一〇月二日江戸で大地震が発生すると、薩摩藩當局は琉球使節の參府について幕府側と協議し、琉球側へ次のように通達している。

公儀御代替付、中山王より御祝儀之使者、來辰年「丙辰」安政三 被召連被遊御參府候様、被仰出置候得共、此節江戸地震并大火付、御屋敷御殿廻等、別而及破損、來秋迄者、御普請等成就不致候付、被召延、來ル午年「戊午」安政五 御參勤之節、被召連度御賦、御老中久世大和守様江御伺書被召出候處、去二日御伺書之通被仰渡候段申來候。此旨、中山王御承知有之、御請被申上候様、早々可申越旨、琉球館聞役江可申渡候。⁽⁴⁷⁾

江戸大地震で薩摩藩邸が破損し修理の見通しも立たないという理由で、琉球使節の参府を三年後の薩摩藩主の参勤交代の年、即ち安政五（五八）年まで延期したいと幕府へ申し出たところ、幕府も延期を承認したので、琉球側も承知するようというわけである。参府延期の通達を受けた伊江王子らは、一旦歸國せざるを得なくなった。⁽⁴⁸⁾

その前後から、日本國內では開國論と攘夷論の對立に加えて、病弱な將軍家定の繼嗣問題をめぐる對立が激化し、一橋（徳川）慶喜を推す一橋派と徳川慶福を推す南紀派の政争の過程で、安政五（五八）年四月、南紀派の中心人物であった譜代藩筆頭の彦根藩主井伊直弼が、將軍の直接の上意により大老に就任して幕府の實權を掌握した。⁽⁴⁹⁾二ヶ月後、井伊大老は朝廷の敕許を得ることなく獨斷で日米通商條約に調印し、反對派の大肅清（安政の大獄）を斷行する。

幕末政争の他方の中心人物であった薩摩藩主の島津齊彬は、井伊大老の登場とその獨斷專行に危機感を募らせ、祕かに幕政改革を構想し、琉球使節の参府を構想實現の手段として利用する計畫に着手していた。三、四千名の薩摩兵と武器を琉球使節の隊列に紛れ込ませて京都まで送り込み、京都朝廷の敕許を得て、軍事力を背景に幕府當局へ幕政改革を迫る計畫であったと言われる。⁽⁵⁰⁾

延期された参府豫定の年、即ち安政五（五八）年に入ると、薩摩藩内でも琉球國內でも参府準備が再開された。参府使節の伊江王子朝忠（尙健）らは五月一九日那覇港を出發し、二七日鹿兒島へ到着、⁽⁵¹⁾諸行事を済ませた後、八月には江戸へ向けて鹿兒島を出發する豫定であった。ところが、幕府當局は七月一日、突然「國事多端」を理由に琉球使節の参府を延期すると通達、島津齊彬の参勤のみを命じた。⁽⁵²⁾齊彬の計畫を察知した幕府が先手を打って琉球使節の参府延期を通達したもののようである。それから五日後に齊彬は急死した。薩摩藩當局は齊彬死去の直後、琉球使節の参府については「公邊伺之上、追而何分可申渡候」⁽⁵⁴⁾と傳達しただけであったが、一ヶ月後に「難被差置御國事多端之折柄二付、琉人参府之儀者、先被成御差延候旨」⁽⁵⁵⁾、幕府老中から命令があったことを、琉球使節へ通達した。

かくて、参府延期の通達を受けた伊江王子らは、又しても目的を達することなく、九月一八日鹿兒島を出發、二六日歸

國せざるを得なかつた。⁽⁵⁶⁾ところが、齊彬急死の一〇日前には、第十三代將軍家定も病没し、一二月一日には徳川慶福(家茂)が第十四代將軍を襲職したことから、琉球當局は又しても將軍家茂の襲職慶賀のために參府使節の派遣を準備しなければならなくなつた。

安政六(五九)年七月には戊年(文久二〇六二年)の參府計畫が決定されたものの、二度にわたる參府中止、琉球使節の琉球・鹿兒島間の再度の往復などで財政負擔増を強いられた琉球當局は、參府費用等による負擔過重で困窮している人民救済のために、琉球産の鬱金・紅花を薩摩藩の買入制(專賣制)から除外し、その販賣を琉球側に任せてくれるよう要請せざるを得なかつた。⁽⁵⁷⁾

壬戌(六二年)豫定の琉球使節の參府については、財政逼迫にともなう參府費用捻出の困難だけでなく、琉球王國の存立を危うくしかねない問題も豫想された。通商條約の締結後、歐米列強の外交官が江戸へ入り込み、安政六(五九)年五月には英國總領事オールコックが高輪の東禪寺に、米國公使ハリスが麻布の善福寺に、八月には佛總領事のベルクールが三田の濟海寺に駐在して外交活動を始めていたからである。⁽⁵⁸⁾異國人の江戸滞在という現實を踏まえつつ、薩摩藩當局は琉球使節の參府について幕府の意向を次のように打診している。

御代替二付、爲御祝儀、來々戊年琉球人召連參府之儀、伺之通被仰渡置候。然ル處、當時外夷多人數御府内へ入込居候柄柄ニ候得ハ、内實唐國へ之響合等、懸念之次第モ御座候段、申遣候得共、此節ハ御祝儀之使節ニモ候得ハ、御猶豫等何分奉願兼候次第第二御座候。如何取計可然哉。(後略)(萬延元年一八六〇)五月三日。⁽⁵⁹⁾

要するに、異國人が多數駐在している江戸へ琉球使節を送り込めば、異國人から清國へも情報が傳わり、薩琉(日琉)關係が露見してしまうのではないかという懸念は、琉球當局だけでなく薩摩藩や幕府にも共有されていたわけである。幕府の懸念に對して薩摩藩當局は次のような對應策を表明していることに注目すべきであろう。

唐國へ響合等之場合、琉球國ヨリ何レトカ唐國へ及示談、表立參府致差支無之様取計、模様追々申聞候様可仕候事。⁽⁶⁰⁾

つまり、日琉（薩琉）關係が清國側に露見してしまう場合には、琉球國から清國へ「示談」して、琉球使節が公然と参府しても差し支えないように取り計らわせるというのである。傳統的な日琉（薩琉）關係の隱蔽策を琉球の責任において放棄させるといふ薩摩藩當局の對應策には、どのような思惑が秘められていたのか、必ずしも明らかではない。ともあれ、幕府當局は薩摩藩の内々の「伺い」と「對應策」を踏まえて、萬延元（六〇）年五月の時點で「御代替二付、來々戊年〔六二年〕琉球人参府之儀、御國事多端之折柄二付、御差延被成候、追テ参府頃合之義ハ可相達候」と琉球使節の参府延期を命じた。その背景には、幕府にとって琉球使節参府の意義（目的）が薄れて不明確となり、琉球の所屬（主權）問題をめぐる幕府内の方針も確立していないという事情が存在したように思われる。

琉球使節の参府が豫定されていた年（文久二年）の閏八月八日、東京駐在の英國公使ニールが幕府老中あてに、「琉球島を領する權威の事に就て、疑敷且齟齬せる説を生ずるを以、此島は日本大君并政府如何なる關係有や、委しく承らんか爲に」書簡を提出すると、琉球の「所屬」を問い合わせたのに對して、幕府老中の水野和泉守らは「右島〔琉球嶋〕は昔年より我國の所屬たり。我慶長十四年、松平薩摩守家久に付與せし以來、今に至る迄、一島之所務、同家にて諸事進退する事なり。尤同島は古より唐土へも通信せし故、島内にて唐土之制度に従ふ廉もあれ共、其舊習に任て、又是を禁する事なし」と回答し、書簡に同封された別紙においても薩琉（日琉）關係の史實を再説しながら、同時に「唐土明の代より今の清朝に至る迄、同國へも使者來往し、其封爵を受ける事をも亦禁せざる所なり」と指摘せざるを得なかった。⁽⁶²⁾つまり、幕府は琉球＝日本專屬論を「明言」したわけではなく、日清「兩屬」の歴史と現實を承認せざるを得なかっただけであつて、自ら公然と日琉關係の隱蔽策を放棄したわけでもないことに留意すべきであろう。事實、四年後の一八六六年に尙泰が清國から冊封された時點でも、幕府や薩摩藩は中琉關係について全く何のクレームもつけず默認したのである。

紙屋敦之氏が強調されるように、「幕府は、琉球使節が東アジア世界において日本の威信を高めるのに役立つと認識」⁽⁶³⁾していたからこそ、琉球使節の参府を繼續させてきたのだとすれば、文久二（六二）年に豫定されていた琉球使節の参府

は、東アジア世界のみならず歐米列強に對しても、日本の威信を示す絶好の機會として位置づけられたはずである。しかし、その機會を自ら放棄して、同年の英國公使の照會に對しては琉球の日清「兩屬」を承認せざるを得なかったものの、琉球使節の參府延期命令を取り消したわけではなく、日琉（薩琉）關係の隱蔽方針をも事實上踏襲し續けたのである。要するに、薩摩藩や幕府にとっては、琉球使節の參府は日琉（薩琉）關係を對外的に隱蔽したまま、日本國內において將軍權威を高めるためのパフォーマンスとして位置づけられていたことを意味すると言うべきであろう。

それならば、琉球王國にとって、參府問題はどのように位置づけられていたのであろうか。從來、「琉球使節の江戸上りは、幕藩體制中の『異國』琉球が、自らのアイデンティティをかけて行つた外交儀禮」⁽⁶⁴⁾であつて、「琉球使節は琉球にとつて幕藩體制下の『異國』たることを主張しうる最大の據り所であつたから、自らそれ「參府」を中止することはありえなかつたはずである」⁽⁶⁵⁾という論點が、紙屋氏によつて提起されている。しかし、幕末維新期に限つて言うならば、紙屋氏の以上の論點には琉球側の次のような事情が考慮されていないように思われる。

即ち、第一に、中琉關係における進京の費用が清國側の全額負擔であつたことは對照的に、琉球使節の參府費用は琉球側に大きな財政的負擔を強いたことである。⁽⁶⁶⁾第二に、薩琉（日琉）關係を對外的に隱蔽しながら、清國との宗屬關係を維持してきた琉球にとつて、江戸幕府と歐米列強との通商條約締結（安政五―五八年）以後、琉球使節の參府は隱蔽策の破綻というリスクを伴わざるを得なくなつたことである。⁽⁶⁷⁾

要するに、一九世紀の五〇―六〇年代、即ち幕末維新期においては、琉球使節の參府はコストの面でもリスクの面でも極めて大きな負擔となつていたという事實を重視するならば、琉球側は參府を「自らのアイデンティティをかけて行う外交儀禮」として主體的・積極的に位置づけていたとは言えず、既成秩序の維持という觀點から消極的・惰性的に受け止め、むしろ「進貢の故障」を恐れて參府中止を歓迎したものと思われる。中琉關係において琉球使節が執拗に進京を要請し續けたのとは對照的に、日琉關係においては琉球側から使節の參府を強く要請したという史實は見あたらない。⁽⁶⁸⁾いずれにせ

よ、琉球側の意思とは関わりなく、進京問題・参府問題が既成秩序を破壊させる要因となりつつあったことに注目すべきであろう。

第二章 尙泰册封をめぐる諸問題

進京問題や参府問題とも関連しながら、中琉日關係の根幹を揺さぶる最大の問題として浮上したのは、尙泰册封をめぐる問題であった。尙泰は道光二八（一八四八）年に王位を繼承したものの、對外的には一九年後の同治五（六六）年に清國皇帝から册封され、さらにそれから六年後の明治五（七二）年に明治天皇から册封される。ここでは、尙泰册封問題を、中琉日關係の再編成過程に位置づけて、その歴史的意義を再検討したい。

第一節 中琉關係における尙泰册封問題

尙泰の王位繼承から册封までの期間が一九年もの長期に及んだのは、歴代の琉球國王の中でも異例中の異例であって、從來、「尙泰が」幼冲にして儀禮に嫻はざりしと、外國船の渡來頻繁にて且つ外人の滯留したるが爲めなり」と、専ら琉球側の事情に因ると説明されるだけで、中琉關係を視野に入れて册封遅延の意義を再検討する試みは皆無であった。しかし、進京問題と同様に、册封遅延の背景にも、清國の「内憂外患」の影が見え隠れしていたことに注目すべきであろう。

琉球の内部では早くも咸豐元（五一）年には册封使迎接の準備が開始され、咸豐六（五六）年の時點で、四年後の庚申の年即ち咸豐一〇（六〇）年の册封が、政治日程として決定された。⁽⁷¹⁾しかし、咸豐期に入るや太平軍の反亂が勃發し、清國側と太平軍の内戦が擴大しつづあつただけでなく、册封時期を決定した咸豐六（五六）年には、さらに英佛連合軍との第二次アヘン戦争が勃發したため、この年及び咸豐八（五八）年の琉球使節の進京さえ危ぶまれ、變則的旅程を強いられたことは前述の通りである。

清國の「内憂外患」の情報が傳わると、琉球當局は冊封時期の延期を検討せざるを得なくなり、薩摩藩との協議のため、安政五（五八）年一〇月特使の宜野灣親方を派遣し、「來ル申年〔庚申一六〇年〕冠船引受之筈候處、唐國爭亂等二付、年期延之願⁽⁷²⁾」を薩摩藩家老の新納久仰へ申し入れている。

懸念された通り、冊封豫定の庚申の年（咸豐一〇一六〇年）には、英佛連合軍の北京占領、咸豐帝の熱河への蒙塵という未曾有の事態が展開し、福州琉球館から「中國の賊兵昌熾し、騷擾堪えず、況やまた北京には啖沸哦三國の夷人あり、但、威勢を振るい、城内に闖入し、猖獗して堪えず⁽⁷³⁾」との情報が琉球へも傳わると、琉球側にとつては、冊封使の派遣要請（請封）どころではなく、進貢使の進京さえも諦めざるを得なくなったのである。

庚申の年（六〇年）の冊封は實現しなかったため、琉球當局は四年後の甲子の年（六四年）に延期することを決定し、その實現を期して準備を繼續した。⁽⁷⁴⁾しかし、清國當局を取り巻く政治・軍事情勢はなおも好轉せず、咸豐一〇（六〇）年の進貢使に續いて同治元（六二）年の進貢使も進京できないという未曾有の事態が現出したことは前述の通りである。同治三（六四）年に延期された冊封を實現するためには、その前々年に冊封を要請する使節（請封使）を、前年には冊封使を迎接する使節（接封使）を派遣する必要があったものの、⁽⁷⁵⁾同治元年の進貢使が福州へ到着した時點では進京さえも不可能な狀況で、進貢使から冊封を要請するわけにはいかなかったであろう。翌同治二（六三）年一〇月の時點でも、琉球當局は請封使の派遣を躊躇せざるを得ず、とりあえず同治帝の即位慶賀を名目として慶賀使を派遣することとした。

ところが、同年一〇月一八日に那覇を出港した慶賀使（馬文英・毛克述）が福州へ到着したのは、翌同治三（六四）年二月のこと、以後八月下旬までの半年間、軍事情勢の緊張を理由に福州に留められ、この間に馬文英は福州琉球館で病没している。⁽⁷⁶⁾慶賀使が福州滞在中に請封したとしても、清國側には請封を受け容れる餘裕はなかったことから、琉球側が豫定していた同治三（六四）年の冊封も實現できる見通しはすでに全くなくなり、再び延期せざるを得ない狀況となった。

二度の冊封延期によって政治日程を狂わされた琉球當局は、後述のように、一日も早く冊封を受ける必要に迫られてい

たことから、同治三（六四）年の進貢使に請封使を兼任させることとし、東國興・毛發榮を正副使に任命して、背水の陣で冊封の實現を期した。請封に必要な公式文書、即ち尙泰名の冊封要請の表文、冊封使派遣要請の奏文、及び「中山王府法司官向汝礪」以下八十名の結狀（尙泰の出自證明書）も作成・準備された。⁽⁸⁰⁾

進貢使兼請封使の東國興らは通常の進貢品の他に、請封の表文・奏文・結狀をも持参して、同治三（六四）年一〇月一三日那覇港を出航、一〇月一九日福州へ到着するや、進京と請封の件で福建當局との交渉に入った。北京都通事として使節團に加わった林世爵の家譜によって、その顛末をフォローすれば次の通りである。⁽⁸¹⁾

東國興らは十一月一日、「此の次の進貢は請封を兼ね、關わる攸輕からざれば、布政司より督撫兩院へ轉詳し、預め先に奏聞せしめんことを請う」旨の陳情書を提出し、同時に進京の時期を決めて欲しいと要請したところ、一二日に布政司から「現今、長毛賊は漳州に踞し、軍務吃緊たれば進京する能わず」との返答が届いた。しかし、一六日の招宴の席でも、東國興らは巡撫や布政使の面前で、「冊封の鉅典は關係輕きにあらざれば迅速に轉奏されたし」と要請し、一八日にも、總督・巡撫をお願いして請封の件を轉奏して頂き、禮部の回答を得られるよう取り計らって欲しいとの陳情書を布政司へ提出したところ、一二月二〇日に至って、總督・巡撫から請封の件の上奏文を驛遞を通じて北京へ送ったとの回答を得た。⁽⁸²⁾

ところが、明けて同治四（六五）年の春になっても禮部からの回答はなく、東國興らは三月二八日「襲封の部咨〔禮部の咨文〕尙お未だ奉到せざれば〕禮部へ回答を催促されたしとの陳情書を布政司へ提出、四月一六日にも至急便で回答を催促するよう要請した。要請を總督・巡撫へ傳えたとの通達が布政司から届いたのは四月二七日のことである。五月九日、東國興らはさらに「夏汛已に届り、貢船は將に歸らんとす。但、是れ襲封の部咨は尙お未だ奉到せざれば、貴司より咨文を發給し、球官に交授して遣回せしめ、王世子に移知して例に循いて冊封の事務を備辦するを得せしめんことを請う」旨の陳情書を提出したところ、折り返し五月一二日、「冊封の大典は皇上の裁奪に係れば、未だ敢えて擅に移咨して知照せず」との回答が寄せられた。そこで東國興らは一五日、直接布政使衙門へ到り、進貢船歸國の時期に届つてもまだ冊封決

定についての部咨が届かないので、今年の秋に接封使を派遣して豫め一切の事務を處理させるべきかどうか指示して頂きたい旨の要請書を提出したところ、布政使から冊封の典禮は規定通りに行うので、當然従來の慣例通りに準備すべきであつて、あれこれ猜疑してはならないとの回答が寄せられたので、清國漂着の琉球馬艦船の出發を暫く遅らせ、部咨を受け取り次第、持參して歸國させることにした。六月二〇日、襲封の部咨が福州へ届いたので、東國興らは翌日それを受け取るや、馬艦船の通事に託して急ぎ琉球へ持ち歸らせ、翌同治五（六六）年の冊封豫定が琉球側へ正式に通告されることとなつたのである。⁽⁸³⁾

他方、東國興らの請封が福建巡撫の徐宗幹から上奏されたのを受けて、尙泰冊封の一件を検討した禮部は、同治四（六五）年閏五月の時點で、請封を受け容れ「世子尙泰を冊封して琉球國中山王と爲すべし」⁽⁸⁴⁾と上奏して決裁を得ると、冊封正副使の選任を始め具體的な冊封準備に入つた。まもなく選拔された正副使の趙新・于光甲らは翌同治五（六六）年四月福州へ到着、二ヶ月間で琉球行きに諸準備を調べ、六月二一日那覇港へ入つた。⁽⁸⁵⁾その後五ヶ月の間、趙新らは琉球に滞在して尙泰冊封の任務を果たし、一月には那覇港を離れて福州へ歸還した。⁽⁸⁶⁾

さて、以上の経緯を踏まえた上で、咸豐・同治期の尙泰冊封問題が中琉日關係とどのように関わっていたのかという視點から、以下、若干の論點を提起し、検討しておきたい。

第一に、尙泰の冊封をめぐるリスクとその對應策の問題である。清國の「内憂外患」の時期に琉球側が尙泰冊封の準備を開始し、冊封の實現を最大の課題として政治日程に載せながらも、清國側の事情で冊封豫定期を繰り返し延期せざるを得ず、最終的に清國の内亂や對外戦争が一應終息した時點ではじめて冊封使の派遣が可能となつたことは、清國側が冊封使派遣のリスクを十分考慮して尙泰冊封問題に對處したことを示している。

歴史的にも宗主國の治安が不安定で冊封使派遣のリスクが高まつた時期には、冊封使を屬國へ派遣して直接國王に冊封詔書を授與する（領封）か、あるいは冊封使の派遣を取り止めて屬國の使節に冊封詔書を託して持ち歸らせる（領封）か、

いわゆる領封論と領封論の論争が宗主國官僚層の間で展開され、琉球國王の冊封問題でも福州で進貢使に冊封詔書を交付して持ち歸らせるべしとの領封論が浮上した事例は少なくなかった。⁽⁸⁷⁾清代でも一七世紀後半の三藩の亂の時期に、禮部は領封論を採用して冊封使の琉球派遣を取り止めようとしたものの、琉球使節の懇願を眞摯に受け止めた康熙帝の判斷によって、禮部の領封論は最終的に覆され、冊封使の琉球派遣が實現したという前例があった。⁽⁸⁸⁾

三藩の亂をはるかに上まわる咸豐・同治期の「内憂外患」の最中に、琉球側から正式に冊封の要請（請封）があれば、清國官僚層の内部で領封論が浮上する可能性は十分豫想された。かつて三藩の亂の時期に領封論が禮部によって採用されたという史實を熟知していた琉球側は、「内憂外患」の最中にある清國當局が領封論に傾くことを恐れ、内政・外交上の諸事情によって一日も早い冊封の實現を熱望しながらも、請封の時期を慎重に判斷して延期を繰り返し、清國の對外戦争や内亂がほぼ鎮靜化したタイミングを捉えて正式に請封したため、清國官僚層の内部から領封論が浮上するのを回避できたものと思われる。

もっとも、冊封使派遣の決定が下された後の派遣準備中にも、太平軍殘黨の治安攪亂の懸念はまだ消えていなかったことから、福建當局の内部では冊封使の渡海船（冠船）として軍艦を充てることや護衛部隊の増員などが検討されたものの、冊封使の迎接準備のために福州へ派遣されていた接封使の粘り強い反對陳情によって、いずれも取り止められ、在來の中國船の使用など、前例通りに落着いたことにも注目すべきであろう。⁽⁸⁹⁾

第二の論點は冊封のコストをめぐる問題である。琉球側では國王の一世一代のイベントとして、豫定された冊封の年の數年前から冊封費用捻出のための準備を開始するのが通例であった。尙泰冊封の準備も王位繼承後まもなく開始され、咸豐期に入ってから以降、「國中に通行し、下屆の子年〔咸豐二〕より以て午年〔咸豐八〕に至るまで、舉國の士民をして錢文を加賦して以て冊封の需に備えしめんとす」と記録されているように、臨時増税による冊封費用捻出策が採られた外、庶民の資産家たちに金銭の「奉借」（融資）を訴え、一定の金額を獻納すれば家譜を與えて士族身分に取り立てる捐納の方策

なども繰り返し試みられた。⁽⁹¹⁾しかし、數百名の冊封使一行の琉球滞在は數ヶ月に及び、その間の接待費用が莫大の額に達したのに加えて、冊封使一行の持ち込む清國製品を買い取るための資金、即ち冠船貿易の資金を準備しなければならなかったことから、⁽⁹²⁾琉球側は冊封費用の全額を自前で調達することができず、その一部として薩摩藩からも借金せざるを得なかったのである。歴代國王の冊封に伴う薩摩藩からの借金の累積額は同治一一（尙泰二五）年の時點で、「已に金片四千八百四十八兩、銀片八萬五百兩、錢三十四萬六千八百三十五貫七百四十餘文に及び」、王府財政逼迫の一大要因となつていたことに注目すべきであろう。

そこで提起されるべき第三の論點は、尙泰の冊封を熱望した琉球側の事情、即ち大きなリスクと膨大なコストを覺悟しながらも、琉球當局が尙泰の冊封に拘り、その實現に全力を傾注したのは何故かという問題である。琉球當局は冊封コストの輕減策と冊封要請（請封）の理由を、清國當局に整合的に説明するために苦心し、冊封使一行を迎接するという名目で福州へ派遣される接封使の鄭秉衡（眞榮里親方）⁽⁹⁴⁾に對して、豫想される清國當局の質問とそれに對する回答案をマニュアル化して訓令している。それによれば、多量・高價の清國製品を琉球へ持ち込んで貿易の利益を得ようと期待している冊封使一行に對して、琉球當局は近年の異國船の渡來や臺風・旱魃などへの對應で困窮していることを訴えて、清國製品の持ち込みを最小限に抑えるように交渉せよと指示する一方で、これほど困窮しているのであれば冊封使がわざわざ琉球まで赴くのは迷惑ではないのか、と清國當局から領封論を持ち出される可能性が生じた場合には、冊封使を迎えることは琉球が皇帝様の徳化を蒙ることで「上下萬民の深く願う」ところだと返答するよう訓令している。むろん、「訓令」で強調している請封の理由は、表向きの公式理由であつて、琉球當局がなんとしても尙泰の冊封を實現したいと熱望した背景には、次のような事情が存在したことに注目したい。

第一に、アヘン戦争後の四〇年代以來、歐米艦船の來航と貿易・開國要求に直面していた琉球當局は、「清國之屏藩」たる琉球の立場、即ち清國に斷り無く勝手に第三國と修好貿易するわけにはいかないという立場を堅持し、歐米側の要求

に抵抗する最大の據り所として、清國と琉球の間の傳統的な宗主國・屬國關係を前面に押し出し強調しなければならなかったことである。⁽⁹⁵⁾

第二に、アヘン戦争後の歐米艦船への對應策と關連して、薩摩藩からも開國と外國貿易の擴大を迫られた琉球當局は、貿易擴大の結果、對外的に「是迄御隱密被仰置候」薩琉關係が露見して、「何様御難題筋成立候儀も難計」、「進貢之故障ニも成立可申」と強調し、薩摩藩の壓力を回避（緩和）するための據り所として、「進貢の故障」という交渉カードを持ち出す必要があったことである。⁽⁹⁶⁾

第三に、薩摩藩主の島津齊彬が琉球を據點とした對外的な貿易擴大構想を積極的に展開する過程で、琉球の内政・外交に前例のない露骨な干渉（安政の琉球處分）を試み、齊彬急死後に干渉反對派と齊彬協力派の凄慘な政争（牧志・恩河事件）が展開され、國王尙泰の求心力が著しく低下したため、琉球當局は日清兩屬の國是を再確認しつつ、薩摩藩の干渉に對抗する據り所として、同時に琉球内部の政治的龜裂の修復と尙泰の求心力の回復を圖る效果的手法として、尙泰冊封を演出する必要に迫られていたことである。⁽⁹⁸⁾

以上の諸事情を背景として、尙泰冊封問題が琉球の内政・外交上の最大の課題として位置づけられ、その前提條件としての琉球使節の進京問題も、琉球當局にとっては死活的に重要な課題として認識されたと言えるであろう。豫定された冊封の政治日程を繰り返し延期しながらも、同治五（六六）年に至って遂に尙泰冊封が實現し、薩摩藩や江戸幕府からも一切クレームがつけられなかったことから、清國と琉球の宗屬關係は強化され、東アジアにおける琉球王國の存立も保證されたかのようであった。しかし他方で、最大の安全保障策として、膨大なコストを顧みず、萬難を排して遂行された尙泰の冊封は、王府財政を壓迫する「後遺症」を伴い、王國存立の基礎を危うくする一要因を醸成したことに留意すべきであろう。

第二節 日琉關係における尙泰冊封問題

清國皇帝による尙泰冊封の翌々年、即ち同治七（明治元（一八六八））年、日本では徳川幕府が倒れて明治政府が成立し、維新・變革の大波が日琉關係にも波及し始める。明治二（六九）年六月には二〇〇餘の諸藩が版籍を奉還し、奉還を申請しなかった三〇餘藩に對しても、朝廷は奉還を命じた。⁽¹⁰⁰⁾ むろん、琉球王國の場合は自ら奉還を申請するはずもなく、朝廷の奉還命令も琉球へ届くことはなかったから「琉球は版籍奉還から客觀的には除外されていた」ということになる。⁽¹⁰¹⁾

しかし、二年後の明治四（七二）年七月一日、廢藩置縣が斷行されると、琉球はとりあえず従來通り薩州即ち鹿兒島縣の管轄下に置かれたものの、まもなく明治政府の直轄下に入るとの情報が伝えられ、琉球當局も對應策を検討せざるを得なくなった。在鹿兒島琉球館勤務の琉球役人宛てに送付された琉球當局の訓令によれば「日本御變革付て御當地は朝廷の御支配被仰付御模様の由、然者御當地の儀、薩州の御幕下相成候以來、段々被爲蒙御高恩、其上外に隣國迎も無之、不自由之小邦、專薩州を便、國用辦來、且は海路の最寄旁附、いつれにも薩州相離候ては不叶、（中略）諸事彼鎮臺御差圖を以、朝廷江の御勤御座候方に無御座候て不叶候間、彼是時機に應じ都合能取計、何分可被申越候」⁽¹⁰²⁾とあり、薩州即ち鹿兒島縣の管轄下で、従來通りの薩琉關係維持を前提として「朝廷江の御勤」を果たすという選擇肢を追求するようにとの指示である。明治政府の直轄よりも鹿兒島縣の管轄下に留まることを希望する琉球當局の眞意は奈邊にあったのか、必ずしも明らかではないが、關心の焦點は薩琉（日琉）關係の隱蔽策を前提とした日清兩屬の現狀を維持することにあつたと思われる。⁽¹⁰³⁾ 翌明治五（七二）年に入るや、一月早々、鹿兒島縣廳から明治政府の使者として琉球へ派遣された奈良原幸五郎らは、琉球が鹿兒島縣の管轄となつたこと、琉球は従來表向き「支那の附屬」でも現實には「本朝附庸之國」だから「御變革之今日」に相應しく弊政を改革することなどを傳達⁽¹⁰⁴⁾。さらに同年六月二十四日には、維新慶賀のための國王名代を上京させるようにとの明治政府の命令を琉球當局へ傳えたが、その際「朝命ノ儀ニ候得ハ、命令通早々可被致御請、若哉

遅々たる評議有之候テハ、皇威ノ輕重ニ關リ不容易事候」と、威壓的言辭で命令受諾を迫るとともに、「東京ハ外國及支那人入組、御懸念可有之筈候得共、都會雜踏ノ場所柄、外々ハ不相響様ノ仕向ハ如何様共可相調候間、其段ハ御安心可有之候」と、從來の日琉關係隱蔽策の露見を口實として慶賀使節の上京を遅らせることのないよう、豫め念を押していることに注目すべきであらう。⁽¹⁰⁶⁾

維新慶賀使節の派遣を命じた明治政府の眞意を詮索して對應する時間的餘裕も與えられないまま、同年七月二五日、正使伊江王子、副使宜野灣親方らの慶賀使一行は那覇を出港し、二七日鹿兒島へ到着、鹿兒島縣廳から「右此節爲何天氣上京申付候事」との指令を受け取り、翌八月二〇日三邦丸に乘船して鹿兒島を出發し、九月三日には東京へ到着した。⁽¹⁰⁶⁾この間、慶賀使らはかつての將軍拜謁の爲めの參府と同様、「天氣伺の爲め」の上京と思ひ込んでいたが、九月一四日に至つて明治天皇は突然、慶賀使に次のような尙泰冊封の詔書を交付した。――「朕、上天ノ景命ニ膺リ、萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄二四海ヲ有チ、八荒ニ君臨ス。今、琉球近ク南服ニ在リ、氣類相同ク、言文殊ナル無ク、薩摩附庸ノ藩タリ、而シテ爾尙泰能ク勤誠ヲ致ス。宜ク顯爵ヲ豫フヘシ。陞シテ琉球藩王ト爲シ、敍シテ華族ニ列ス。⁽¹⁰⁷⁾（後略）」。

日琉關係においては冊封の前例がなく、最初にして最後の冊封であつたにもかかわらず、冊封の方法（手續き）としては琉球側からの請封なしの「領封」方式、内容としては琉球國中山王を琉球藩王に改めるという一方的身分格下げ措置が採られ、方法・内容ともに異例中の異例であつて、從來の參府とは全く異なつていたことから、琉球使節が大いに困惑せざるを得なかつたのも當然であつた。

むろん、冊封詔書の中には琉球藩を設置するという明文はない以上、尙泰の冊封は琉球藩の設置とは同義ではない。とは言え、一方的に「琉球藩王」の稱號を押しつけることによって、明治政府は「琉球藩」の存在を前提とする日琉關係の「轉換」を演出することができたのである。それならば、何故に明治政府は明治五（七二）年の時點で、「請封なき冊封」を斷行し、「琉球藩」の創出と日琉關係の「轉換」を演出したのであらうか。

明治政府は成立當初から近代國家として領土畫定の課題に取り組まざるを得ず、日琉關係においても琉球王國をどのように位置づけるのか、所謂琉球所屬（主權）問題をめぐって、明治五（七二）年前後に政府内部で若干の論策（選擇肢）が提起されていた。即ち、第一の選擇肢は、琉球Ⅱ日本專屬論の立場から提起された大藏大輔井上馨の兩屬廢止Ⅱ併合論である。⁽¹⁰⁸⁾ここでは、「皇國の屏翰」「捍護の用」としての琉球の戰略的位置が重視されていること、「皇國の規模擴張」のため自主的に版籍を奉還させ「明ニ我所轄ニ歸」すべしとの二段階併合論が展開されていることに注目しておきたい。

第二の選擇肢は琉球Ⅱ日清兩屬論の立場に立った左院の日清兩屬公認Ⅱ現状維持論である。⁽¹⁰⁹⁾ここでは、琉球を強いて日本專屬に改めて「清ト爭端ヲ闢ク」よりは、「分明ニ兩屬ト看做」して從來の日琉關係隱蔽策を放棄し、清國とも「同盟」國として「信義ヲ以テ公然タル交際」を續けるべしとの選擇肢が提起され、琉球Ⅱ日清兩屬論と日清同盟（提携）論が結びつけられていることに注目すべきであろう。

井上馨案や左院案とは別に、⁽¹¹⁾第三の選擇肢として提起されたのが外務卿副島種臣の尙泰冊封論であった。現實的選擇肢として採用された副島の尙泰冊封論が、琉球人の臺灣遭難事件を契機とする臺灣出兵（臺灣事件）と密接に連動していたことは周知の通りである。⁽¹¹⁰⁾しかし、副島の尙泰冊封論が琉球の所屬（主權）問題とどのように關連しているのかという視点から、井上馨らの兩屬廢止Ⅱ併合論や左院の兩屬公認Ⅱ現状維持論との共通性、差異性が十分検討されてきたとは言えないように思われる。

副島の立場は琉球Ⅱ日本專屬論なのか、それとも琉球Ⅱ日清兩屬論なのか、最近、この問題に検討を加えられた小風秀雅氏は、「冊封による兩屬の明確化という基本的な部分については、『外務省Ⅱ副島案と左院案は』ほぼ一致」しており、明治六（七三）年の北京における日清會談でも「琉球の日清兩屬を日本側が認めている」との論点を提示し、副島の尙泰冊封論は琉球Ⅱ日本專屬論の立場に立った井上馨や大久保利通らの琉球併合論とは全く異質であると論じている。⁽¹¹¹⁾

確かに、小風氏が指摘されるように、副島外交は尙泰冊封の前後に琉球の現状（日清兩屬）をドラスティックに変更す

る措置を採つておらず、進貢船や接貢船などの渡唐船の出入港についても從來通りの手続きを認めるなど、一見したところ、日清兩屬論の立場に立っているかのような對應ぶりである。しかし、他方で、副島外務卿は尙泰冊封の翌日（明治五年九月一五日）、「我藩屬ノ體制徹底」のための措置を建議⁽¹⁵⁾しており、尙泰冊封の翌年、即ち明治六年の日清北京會談においても、副島外務卿の意向を受けた柳原前光は總理衙門大臣との間で、次のような論争を展開している（柳は柳原、彼は總理衙門大臣の毛昶熙・董恂）。

柳 一昨年冬、我國ノ人民、彼地（臺灣東南部）ニ漂泊セシヲ殺害セリ。故ニ我政府ノ義務トシテ、其罪ヲ處分セサルヲ得ス。……

彼 前年生番カ暴殺セシハ琉球國民ニシテ、未タ貴國人ナルヲ聞カス。……

柳 琉球ハ從來我屬藩ニテ、……故ニ球人ヲ殺スモ薩民ヲ害スルモ、我政府保護ノ權ニ碍ルコト均一ニシテ、洗冤ノ義務ヲ起サントス。而シテ之ヲ我國人トモ云フ、何妨ケン。貴大臣琉球ヲ以テ屬國ト言ルレトモ、我ハ只我屬地ト視爲。今、貴國ニ對シテ兩屬ノ歸着ヲ論スルニ非サル也。

ここでは、清國側が琉球人と日本人を明確に區別しているのに對して、柳原は琉球人民を「我國ノ人民」と言い放ち、「琉球ハ從來我屬藩」であつて「我ハ只我屬地ト視爲」すと主張し、琉球は日本專屬論の立場を鮮明にしていることに注目すべきであろう。

北京に於ける日清會談で琉球の「所屬」が論議されたという情報に接した東京滞在中の浦添親方朝昭らは敏感に反應し、癸酉（明治六年）六月一二日、外務省の上野景範の私邸を訪ねたところ、「琉球モ素ヨリ日本ノ管轄ニテ、唐エモ屬シ管轄不悞、いつれ一方江相片付候様無之候テは不叶、此節外務卿ヨリ唐政府御判談を以、以來一ト管轄相成候方ニ御議定可被成候」との情報を伝えられ、副島や上野らが琉球の日本專屬を決定する積もりだとの意向を知つて驚愕し、「此の上なき御國難」の到來と受け止めて、この情報を三司官らの琉球首脳部へ傳達している。⁽¹⁷⁾

狼狽した琉球當局は現狀維持（日清兩屬）の方策を模索し、在京の琉球役人に情報の収集と明治政府當局への陳情を指示した。在京役人の與那原良傑（馬兼才）は癸酉（明治六年）閏六月一日、北京から歸國したばかりの副島外務卿の私邸を訪問し、「琉球者住古ヨリ皇國又ハ支那エモ相屬候處、今般支那御談判、一管轄ノ方可被仰付御吟味ノ哉ニ承及申候。全躰、小邦御兩國エ奉屬、國家相立、夫故日本支那者琉國之父母ト申傳候處、自然前文通ニテハ無此上難題成立可申ト必至ト驚痛仕候」と日本專屬にされては困るという琉球の立場を懸命に訴えたところ、副島は「此節於支那何そ琉球エ相拘候事件御談判又ハ支那ヨリ尋筋等無之」と琉球問題については何ら議論されなかつたかのように惚けながらも、「臺灣御征伐一件ニ付テハ、琉球者日本支配ニテ候ヲ致殺害候趣ヲ以、及御掛合候」と琉球人遭難事件の談判であつたことを認めたので、與那原はなお食いさがり、「琉球小邦丈何カ國躰制度相改候テハ、上下安心不致、國家相治申間敷候間、何篇是迄ノ通取行候方ニ御心得被下度」と懇願したところ、副島の方から「琉球者國躰制度諸篇此中ノ通被仰付候。（中略）國中政道向ハ都テ藩王御任ニテ候間、少モ念遣無之様」との返答があつたことから、與那原は間髪を入れず「誠に難有次第奉存候、乍恐右ノ趣御染筆ヲ以被成下候ハ、上下一同安堵可仕」と、副島の口頭による約束を文書化してくれるよう求めて承諾を得るに至つた。⁽¹⁸⁾そこで翌年三月、琉球當局は副島の口頭約束を文書で確認するために、「廢藩ノ御處置ハ固ヨリ有之間敷候付、國躰政躰永久不相替、且清國交通向モ是迄ノ通被仰付候段御口達ノ趣等、藩王始諸官委曲拜承仕、誠に難有仕合安堵仕申候。（中略）右御請御禮爲可申上、如斯御坐候」との確認文書を外務大丞の花房義質と外務省六等出仕の伊地知貞馨宛に提出している。⁽¹⁹⁾

副島外務卿の口頭の約束だけでなく「國體政躰永久に相替らず」との確認文書が外務省首脳との間で取り交わされたことによつて、琉球の現狀（日清兩屬）は保證されたかようであつた。しかし、この間にも明治政府は琉球に對して内政調査のために大藏省官僚を送り込み、⁽²⁰⁾琉球諸島に「御國旗」の掲揚を義務づけ、⁽²¹⁾米佛蘭の「各國ト取結候條約」の提出を命ずるなど、⁽²²⁾「我藩屬ノ體制徹底」のための措置を着實に實施していることに注目すべきであらう。

尙泰冊封前後の以上の事實を踏まえるならば、副島の尙泰冊封論は日清兩屬論を前提としていたので左院の兩屬論と「ほぼ一致」し、井上馨や大久保利通らの日本專屬論Ⅱ併合論とは質的に異なっていたという小風氏の論點には重大な難點が含まれているように思われる。要するに、琉球の日本專屬Ⅱ併合を最終的目標とした點では、副島も大久保らと共通の立場に立ちながらも、明治五年の時點での副島の尙泰冊封論はドラスティックな現状變更を避けて琉球を懷柔しつつ、目標を達成するために採られた一時的な「兩屬容認」論であつて、左院の提起した長期的外交戦略としての「兩屬公認」論とは質的に異なっていたと言ふべきであろう。換言すれば、副島の尙泰冊封Ⅱ「兩屬容認」論は琉球當局を懷柔するための一時的パフォーマン스에過ぎず、むしろ最終的な琉球併合へ向けての巧妙な布石であつて、その意味で、中琉日關係の再編成過程における重要な一契機として意義づけられるということである。

もつとも、清國に對しては日本專屬論を、琉球に對しては兩屬容認論を使い分けて對應した副島外務卿らのパフォーマンスにもかかわらず、琉球當局にとつては、「國體政體永久に相替わらず」との約束は、明治政府の併合策に對する一定の齒止めの役割、抵抗の據り所として位置づけられた。琉球併合の最終段階で、琉球處分官の松田道之は琉球側の抵抗の據り所となつた副島外務卿らの約束について、次のように論評している。

該藩〔琉球國〕ハ萬國公法ニ論スル所ノ隸屬ノ國即チ半主國ヲ以テ論スヘキモノニアラスシテ、純然タル内國ノ一藩地ニシテ、恰モ對馬ト同一般ナレハ、方今該藩ノ體制、我カ國體ニ適セサルモノハ、之ヲ改革スルニ何ノ憚ル所アラシヤ。然ルニ先年副島種臣外務卿奉職ノ時ニ當リ、該藩ニ説クニ國體政體永久變更セサルノ事ヲ以テス。此言ヤ永遠變ス可ラサルノ官令ニアラスト雖モ、外務卿ノ職任ヨリ出タルモノナレハ、全ク效力ナシトス可ラス。故ニ該藩ニ於テハ不朽ノ金言トシテ常ニ之ヲ主張シ、舊制ヲ維持スルノ辭柄トナシ、且政府モ該藩ヲ久シク制外曖昧ノ間ニ置ク缺典アリ。故ニ今俄然變革ヲ行フニハ適當ノ條理ト辭柄トナカル可ラサルナリ。⁽¹²⁾

明治六年の時點での琉球に對する副島外務卿の約束を反古にして琉球處分の大義名分を提示することが、明治八年以後

の松田道之らの重要にして不可避の課題となったことに留意したい。松田處分官が提示した琉球處分の大義名分とは、琉球當局が明治政府の冊封進貢停止命令に従わず、歐米各國の駐日公使や清國公使に琉球救國請願書を提出したという事實である。^(四)しかし、松田處分官によって提示された「條理ト辭柄」、即ち大義名分は琉球側から見れば本末轉倒の言いがかりに過ぎず、説得力を持ち得なかったことから、却って明治政府に對する琉球側の不信感を増幅させる淵源となったと思われる。

おわりに

琉球使節の進京・參府問題や日清兩國の尙泰冊封問題は、中琉關係と日琉關係のあり方を左右する主要なファクターであつて、相互に關連し合つていたことから、咸豐・同治期、幕末維新期の日清兩國における内戦や政争、政權交代などの非常事態のなかでは、琉球王國の存立を脅かす危機的要因へ轉化せざるを得なかった。危機的狀況の中における琉球側の對應の特徴は次のように要約されるであらう。即ち、第一に進京・參府問題について言えば、琉球當局は尙泰冊封の前提條件として進京問題を重視し、いかなるリスクをも顧みず執拗に進京を要請したが、他方で自らコストを負担しリスクに配慮せざるを得なかった參府問題に對しては消極的に對應したこと、第二に尙泰冊封問題について言えば、琉球當局は尙泰への求心力を強化し、歐米列強や薩摩藩の壓力に抵抗するための最大の安全保障策として、清國當局に尙泰の冊封を要請（請封）し、莫大なコストを惜しむことなく、長期にわたる試行錯誤を経て冊封使來琉による「頒封」方式の冊封を實現したものの、その財政的「後遺症」に苦しむこととなり、六年後には、明治天皇による一方的な「請封なき領封」方式の冊封に内包された危機的要因を察知しながらも回避することはできず、明治政府當局との交渉過程で獲得した「國體政體永久に相替わらず」との約束も、まもなく反古にされてしまったこと、これである。

註

- (1) 西里喜行『清末中琉日關係史の研究』（京都大學學術出版會、二〇〇五年）緒論及び第一編、第一・二章參照。
- (2) 何烈『清咸・同時期的財政』（國立編譯館、一九八一年）。郭廷以『近代中國的變局』（聯經出版、民國七六年）。岩井茂樹『中國近世財政史の研究』（京都大學學術出版會、二〇〇四年）。石井寛治・關口尚志編『世界市場と幕末開港』（東京大學出版會、一九八二年）。佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）等參照。
- (3) 西里喜行『咸豐・同治期（幕末維新期）の中琉日關係における銅材獻納（購入）問題』（琉球大學教育學部紀要）第六八集、二〇〇六年三月。
- (4) 眞榮平房昭『幕末期の海外情報と琉球——太平天國の亂を中心に——』（琉球・沖縄——その歴史と日本史像（雄山閣、昭和六二年）。紙屋敦之『琉球使節の最後に關する考察』『幕藩制國家の琉球支配』（校倉書房、一九九〇年）。豐見山和行『對幕府關係と對中國關係に見る琉球國の特徴』『琉球・沖縄史の世界』（吉川弘文館、二〇〇三年）等。
- (5) 魏學源『福建進京水陸路程』、徐恭生『清代の琉球朝貢使節の研究』『中國福建省・琉球列島交渉史の研究』（研究調查委員會編、第一書房、一九九五年）所收。
- (6) 陳捷先『清代琉使在華行程與活動略考』『第二回琉中歷史關係國際學術會議 琉中歷史關係論文集』（國際學術會議實行委員會、一九八九年）參照。
- (7) 賴正維『清代福建委派官員護送琉球使臣赴京考』『第五屆中琉歷史關係學術會議論文集』（福建教育出版社、一九九六年）。戈斌『清代の宮中檔案から見た琉球國の朝貢活動』『第一回琉球・中國交渉史に關するシンポジウム論文集』（沖縄縣立圖書館、一九九三年）等參照。
- (8) 前掲・陳捷先論文。前掲・徐恭生論文。前掲・戈斌論文。なお、乾隆年間を境にして琉球使節の北京滞在期間が正月をはさむようになったことについては、深澤秋人『琉球使節の北京滞在期間——清朝との通交期を中心に——』（沖縄國際大學總合學術研究紀要）（第八卷第一號、二〇〇四年）參照。
- (9) 中國第一歷史檔案館編『清代中琉關係檔案選編』（中華書局出版、一九九三年）九三二頁（以下、『檔案選編』と略稱）。
- (10) 琉球王國評定所文書編集委員會編『琉球王國評定所文書』第八卷（浦添市教育委員會、一九九二年）一八二—一八三頁（以下、『評定所文書』八のように略記）。
- (11) 『中山世譜』卷十三、横山重編『琉球史料叢書』（東京美術、昭和四七年）四、二六一—二六二頁（以下、『世譜』十三『叢書』四のように略記。中國第一歷史檔案館編『清代中琉關係檔案三編』六二五頁（以下、『檔案三編』と略記）。『上諭（咸豐四年九月壬辰）』、『大清文宗顯（咸豐）皇帝實錄（四）』（臺灣華文書局）二五三二頁（以下、『上諭（咸豐四年九月壬辰）』、『文宗實錄』卷一四六のように略記）。

- (12) 『那霸市史』資料篇第一卷六、一九〇一～一九一頁。
 (13) 『檔案三編』、六二七～六二八頁。
 (14) 『那霸市史』資料篇第一卷六、一九〇一～一九一頁。「上諭（咸豐四年二月戊申）」『文宗實錄』卷一五四。
 (15) 『世譜』十三『叢書』四、二六一頁。
 (16) 『檔案選編』九九三頁～九九四頁。
 (17) 『世譜』十三『叢書』四、二六四頁。
 (18) 中國第一歷史檔案館編『清代中琉關係檔案續編』（中華書局出版、一九九四年）一四一七～一四一九頁（以下、『檔案續編』と略記）。
 (19) 中國第一歷史檔案館編『清代中琉關係檔案五編』（中國檔案出版社、二〇〇二年）二一七～二一八頁（以下、『檔案五編』と略記）。「上諭（咸豐九年二月庚申）」『文宗實錄』卷二七六。
 (20) 『檔案五編』六七九～六八一頁。
 (21) 『檔案選編』一〇〇八～一〇〇九頁。
 (22) 『世譜』十三『叢書』四、二六六頁。
 (23) 『那霸市史』資料篇一巻六、一九〇一～一九一頁。
 (24) 『檔案三編』六二五頁。
 (25) 「上諭（咸豐四年二月戊申）」『文宗實錄』卷一五四。
 (26) 『欽定大清會典事例（嘉慶朝）』卷三九八、一頁（文海出版社、八〇二二頁）。
 (27) 『檔案五編』二一六～二一七頁。
 (28) 『檔案選編』一〇四三頁。
 (29) 中央研究院近代史研究所編『四國新檔』英國檔下、五八
 一頁。尹耕雲『籌洋疏』第二、「宮崎市定全集」一六「近代」、一四三頁。
 (30) 以下の引用は、特に断らない限り「世譜」十三『叢書』四、二六七頁以下に據る。
 (31) 『評定所文書』十五、八六頁。
 (32) 『歴代寶案』第三集第四卷第三號文書、臺灣大學影印本第十五冊、八四八五頁以下（以下、『寶案』三一四一三、臺大本十五、八四八五頁以下のように略記）。『檔案選編』一〇二二～一〇二三頁。
 (33) 『檔案選編』一〇二二～一〇二三頁。
 (34) 『世譜』十三『叢書』四、二七〇頁。
 (35) 『寶案』三一七～九、臺大本第十五、八五四八頁以下。
 (36) 『世譜』十三『叢書』四、二七〇頁。
 (37) 清代前期、即ち康熙一三年と一五年に三藩の亂のため進貢使が派遣できなかった事例は、唯一の前例である。前掲・深澤論文参照。
 (38) 山田哲史「上國使者一覽——中山世譜附卷による分類・整理——」（『史料編纂所紀要』第二十三號、一九九八年）参照。
 (39) 江戸上り使節は一六三四年の謝恩使から一八五〇年の謝恩使まで一八回派遣されたこととされる。宮城榮昌『琉球使者の江戸上り』（第一書房、昭和五七年）、横山學『琉球國使節渡來の研究』（吉川弘文館、一九八七年）等参照。
 (40) 宮城・前掲書七五～七六頁。紙屋敦之「江戸上り」『新琉球史』近世編下（琉球新報社、一九九〇年）。

- (41) 「世譜」附卷五、尙溫王乾隆六〇年の條に「本國、近年貯乏し、上届戌年（寛政二）使を江戸に遣わす。來年また使を江戸に遣わさんとす。其の費、堪え難し」とある
〔叢書〕五、七八頁。
- (42) 薩摩藩も財政逼迫のため獨自で對應できず、寛政八（一七九六）年以來、「琉球人參府召連れ」費用として幕府から借金して、その一部を琉球へ貸し附けることが慣例化したという（宮城・前掲書一九二～二〇二頁、紙屋・前掲論文參照）。
- (43) 「世譜」附卷七『叢書』五、一一〇頁。
- (44) (45) 東京大學史料編纂所所藏『江戸立二付仰渡留』（寫本）。
- (46) 「向姓家譜（伊江家）」・「馬姓家譜（小祿家）」『那覇市史』資料篇第一卷七、三四三頁、五三八頁。宮城・前掲書一八頁。
- (47) 「江戸立二付仰渡留」。
- (48) 紙屋敦之「琉球使節の最後に關する考察」『幕藩制國家の琉球支配』（校倉書房、一九九〇年）參照。
- (49) 宮地正人「幕末維新期の國家と外交」『講座日本歴史七「近代」一（東京大學出版會、一九八五年）等參照。
- (50) 鹿兒島縣維新史料編さん所編『鹿兒島縣史料 齊彬公史料』第三卷（鹿兒島縣、昭和五八年）二四八號文書、三二二四～三二七頁（以下、『齊彬公史料』三のように略記）。紙屋・前掲論文（前掲書）參照。
- (51) 「向姓家譜（伊江家）」『那覇市史』資料篇第一卷七、三
四三頁。
- (52) 「那覇市史」資料篇第一卷七、三四四頁。日本史籍協會編『野史臺維新史料叢書 二十八』「安政錄・常陸帶」（東京大學出版會、昭和四八年覆刻）、三四頁。
- (53) 紙屋・前掲論文（前掲書）。なお、幕府の參府延期命令は將軍家定の死去や齊彬の急死とは直接關係なく出されたのではないかとの紙屋氏の推測については、琉球側の史料にも「今般江戸立之筈付、當夏御使者役々上國爲被仰付事候處、公邊御國事多端之折柄付、年延被仰付候旨被仰渡、追而公方様被遊薨御、江戸立一件等、何分仰渡御到來無御座候得共、右御仕合付而者、云々」（『那覇市史』資料篇第一卷七、三四四頁）と記錄されていることから、家定の死去以前に延期命令が出されていたことが裏付けられるように思われる。
- (54) (55) 「江戸立二付仰渡留」。
- (56) 「向姓家譜」『那覇市史』資料篇第一卷七、三四三頁。
- (57) 「鹿兒島縣史料 新納久仰雜譜」二、六二二頁（以下、『新納久仰雜譜』二）。
- (58) 「近代日本總合年表」第二版（岩波書店、一九八四年）一四頁。
- (59) 「鹿兒島縣史料 忠義公史料」第一卷、一八四號文書、一五〇頁（以下、『忠義公史料』一）。なお、紙屋氏はこの内意伺いを參府猶豫願いと受け止め、「薩摩藩は琉球使節の江戸上りが尊皇派志士の軍事計畫に利用されることを警戒し、事前に慶賀使の猶豫を願ひ出たものと推察」してい

るが、薩摩藩が事前に琉球側と協議したのかどうか、琉球側の反應はどうであったのかについては、明らかにされていない（紙屋「江戸上り」『新琉球史』近世編下、三三五頁）。

(60) (61) 『忠義公史料』一、一八四號文書。なお、参府延期命令が薩摩藩當局から琉球側へ伝えられたのは同年六月のことである（『那覇市史』資料篇第一卷七、三四四頁）。

(62) 日本史籍協會編『夷匪入港録』一（東京大學出版會、昭和四二年復刻）三〇〇三三頁。なお、最近、岩崎奈緒子氏は同史料に依據しながら、琉球の「日本への從屬を明言」しているとか、「幕府が、日本の琉球支配の隱蔽を默認する立場を變更」したなどと指摘している（岩崎奈緒子「蝦夷地・琉球の〈近代〉」『講座日本歴史』東京大學出版會、二〇〇五年）。

(63) (64) 紙屋「江戸上り」『新琉球史』近世編下、一七頁、二二頁。

(65) 紙屋・前掲書二七〇頁。

(66) 既に指摘したように、琉球の正史には「夫れ使を江戸に遣わすや、諸費甚だ多し」（『球陽』原文編六〇九頁）とか「寛政以來、賀慶・謝恩に因り江戸へ遣使すること已に五次（中略）資財の耗儘は許多に及び、正に國家困窮の秋に在り」（『世譜』附卷六『叢書』五、一〇六頁）などと、参府費用が財政を壓迫しているとの記述が屢々登場する。

(67) 『忠義公史料』一、一八四號文書。

(68) 徳川慶喜が第十五代將軍を襲職した慶應二（六六年）年の八月以後、琉球側から「自らのアイデンティティをかけ

て」参府使節の派遣を薩摩藩や幕府に申し入れた事實はないこと、同時期に琉球側は財政逼迫状況にあったにもかかわらず、萬難を排して清國から冊封使を迎え入れていたことに注目すべきであろう。

(69) 眞境名安興『沖繩一千年史』（沖繩郷土研究會、昭和九年三版）六一七頁。

(70) 『球陽』原文編、四九八頁。

(71) 東恩納寛惇編『尚泰侯實錄』（原書房、昭和四六年覆刻）、一〇二頁。

(72) 『新納久仰雜譜』二、四四八頁。

(73) 『世譜』十三『叢書』四、二六九頁。

(74) 『球陽』卷二十二、原文編五三六頁、讀下し編六二一、六二三頁。

(75) 請封使派遣に当たつての琉球側の咨文によれば、「恭しく査するに、欽差、敝國に貴臨するの一案は従前歷屆の成例あり。請封の次年に於いて謹みて接封使臣を遣わし、越えて翌年に至り、欽差を迎接して一同に國に到ると定む」（『寶案』三一十一八、臺大本第十五、八六四六頁）とある。

(76) 『寶案』三一十一二「附文」、臺大本第十五、八六七頁。なお、副使の毛克述らは八月二五日福州出發、十一月三十日に北京へ到着している。

(77) 『世譜』十三『叢書』四、二七二、二七三頁。

(78) 『寶案』三一十一二、臺大本第十五、八五三九頁。

(79) 『寶案』三一十一三、臺大本第十五、八五四〇頁。

- (80) 『寶案』三十一―八「附文」、臺大本第十五、八六四七―八六五〇頁。
- (81) 『林氏家譜』『那霸市史』資料篇第一卷六、八六七―八六八頁。以下の引用は、特に断らない限り、同史料に據る。
- (82) 同治三年二月二〇日、福建巡撫徐宗幹から提出された琉球請封の件についての上奏文には、「該國王世子尙泰の另に王爵を襲封するを咨請するの一案に至っては、核べたるに各前案と相い符すれば、應さに一并に題明し、部議を聽候せんとす。請う所の、欽差國に到りて冊封するには往例に俯照し、同治肆年の秋の間を俟ち、該國より遣使して閩に赴き、欽差を迎接して、伍年夏の初めに於いて、夷使と共に國に到らしめたしとの處は、並びに部に敕して迅に核議して閩に覆して遵照せしめ、來年の貢船返棹するのとき、該國王世子に移咨して查照せしめんことを懇う」とある（『檔案續編』、一四四四―一四四九頁）。
- (83) この間、琉球當局は鄭秉衡を福州へ派遣し、冊封使渡琉に當たつての諸問題を、福州當局と交渉させている（豐見山和行「史料紹介」敕使御迎大夫眞榮里親方日記）『歴代寶案研究』第三・四合併號、沖繩縣立圖書館史料編集室、一九九三年）。
- (84) 『檔案三編』、六七七―六七九頁。
- (85) 『寶案』三十一―二、臺大本第十五、八六九四頁、八六九六―八六九七頁。『支那冊封使來琉諸記』下卷（鹿兒島縣立圖書館藏書、寫本）等参照。
- (86) 西里・前掲書所載「琉球王國末期の内政と外交」参照。
- (87) 金城正篤「領封論・領封論」『第三回琉球・中國交渉史に關するシンポジウム論文集』（沖繩縣立圖書館、一九九六年）。なお、清代には領封論は浮上せず、領封論が「不動のものとなつた」との金城氏の認識は誤りである。
- (88) 『檔案五編』六―七頁。『清史稿』四八冊・傳「屬國一」（中華書局、一四六一八頁）。『世譜』八「叢書」四、一二三―一二六頁。
- (89) 「鄭姓家譜」『那霸市史』資料篇第一卷六、七〇一―七〇二頁。
- (90) (91) 『球陽』卷二十二、原文編四九八頁、五〇四頁等。
- (92) 豐見山和行「琉球國における冠船貿易について」『第六屆中琉歷史關係學術檢討會文集』（二〇〇〇年）。
- (93) 『球陽』附卷四、原文編六二六頁。
- (94) 「敕使御迎大夫眞榮里親方日記」『歴代寶案研究』第三・四合併號。
- (95) 『評定所文書』一、三七九頁。
- (96) 『大日本維新史料』第一編ノ三（明治書院、一九三九年、四四七―四四八頁）。
- (97) 『島津齊彬言行錄』卷之二、八六―八九頁。『尙泰侯實錄』一二八―一三〇頁。喜舍場朝賢「琉球三冤錄」『琉球見聞錄』一五三―一五八頁。『鹿兒島縣史』第三卷、一八三―一八四頁。なお、薩摩藩による國王廢立の噂が囁かれていた安政六（五九）年八月、尙泰は諭旨を下し「近年、反逆的な徒黨が利己心に驅られて人心を惑わし謀叛を企てているとの風聞がある」と指摘し、大臣・諸士に對して

「忠誠を竭す」よう要求している事實に注目したい（『琉陽』原文編、五二八―五二九頁）。

- (98) 喜舍場・前掲書一五三―一五八頁。『尙泰侯實錄』一三八―一四〇頁。なお、眞境名安興によれば、安政五年の時点で、琉球内部にも紫金大夫の林文海（城間親方）のように、齊彬の内政干渉を受け容れ、「支那と朝貢を絶ちて、我本土（日本）」と併合統一せらるべきことを論断した人物がいたとされるが、その論據として提示された林文海の一文は「異端を退りぞけて正學を崇ぶこと能はざれば、後ち威勢の制する所と爲り、尤めを日本に招き、貢を天朝に絶ち、社稷保ち難し」というもので、眞境名は林文海の一文を全く誤解した上で日本との「併合統一」を主張した人物であるかのように歪曲していると言わざるを得ない。林文海は日琉關係と中琉關係を維持することができなければ琉球の「社稷保ち難し」と主張しているのであって、日本との「併合統一」論者ではないのである。ところが、眞境名のこの大いなる誤解はそのまま安良城盛昭にも繼承されて今日に至っている（眞境名安興『沖繩現代史』一五―一六頁、琉球新報社、一九六七年。安良城盛昭「琉球處分論」『新・沖繩史論』一七九頁以下、沖繩タイムス社、一九八〇年）。

- (99) なお、一八六六（慶應二）年の尙泰冊封の時點でも、薩摩藩や江戸幕府は日琉關係の隱蔽方針を踏襲し、琉球の所屬（主權）問題については、對外的に清國に對してだけでなく歐米列強に對しても、沈黙し續けていたことに留意し

ておきたい。

- (100) 安岡昭男『日本近代史 増補新版』（藝林書房、平成元年）一三四頁。三宅雪嶺『同時代史』第一卷（岩波書店、昭和四二年）、二二五頁等參照。

- (101) 安良城・前掲書一八一頁。なお、安良城は「版籍奉還の過程を缺いたまま廢藩置縣が強行されたという論點」を強調し、琉球處分を「版籍奉還なき廢藩置縣」と特徴づけている。

- (102) 『尙泰侯實錄』一七七―一七八頁。

- (103) 眞境名安興によれば、「當時の碩學東國興（津波古親方政正）の如きは、明治四年に於ける各藩の廢藩置縣の處分を觀て、沖繩の將來を揣摩し、視察員を内地の藩に派遣して、其の狀況を調査せしめ、寧ろ我より進んで、版籍奉還を爲すを以て、沖繩の國益なりと主張し、獻策する所ありしも、當時の國論は之を、腐儒迂人の言として一顧を與えられざりきといふ」として、明治四年の時點で、東國興は自主的な版籍奉還論を主張していたかのように紹介されている（『沖繩現代史』一六頁）。しかし、眞境名は典據を明記しておらず、他方で、明治一二年の廢琉置縣の直前でも、東國興は「後進輩に訓ゆるに支那崇拜を止めて、日本に従ひ琉球の社稷の存續を圖れと諭せり」という記録も存在することから（尙球『廢藩當時の人物』『那霸市史』資料篇第二卷中四、六三六―六三七頁參照）、津波古は琉球日本專屬論者ではあっても、自主的な版籍奉還論者であったかどうか、疑問が残るように思われる。

- (104) 『尙泰侯實錄』一八三―一八七頁。
- (105) 「史料稿本」「那霸市史」資料編第二卷中四、一一一―一二二頁（以下、「稿本」「市史」と略記）。
- (106) 『尙泰侯實錄』二〇〇―二〇三頁。
- (107) 『琉球處分』、『明治文化資料叢書』第四卷、一九頁（以下、「明治叢書」四と略記）。
- (108) 安岡昭男『明治維新と領土問題』（教育社、昭和五五年）参照。
- (109) (110) 『明治叢書』四、八―九頁。
- (111) なお、この前後に、山縣有朋も對清外交上・國際法上の觀點から、清國と交渉して琉球の日本專屬を認めさせるべしと論じていた（安岡昭男「山縣有朋の琉球論策」『明治前期日清交渉史の研究』参照）。
- (112) 金城正篤「臺灣事件（一八七―一八七四年）についての一考察——琉球處分の起點として——」『琉球處分論』（沖繩タイムス社、一九七九年）。なお、臺灣出兵の情報が傳わると、琉球當局は尙泰冊封直前の壬申（明治五）年九月四日、臺灣出兵中止要請の陳情書を提出している（『尙泰侯實錄』二〇四―二〇五頁）。
- (113) 小風秀雅「華夷秩序と日本外交」『明治維新とアジア』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (114) 明治六年四月の時點で、琉球側から「渡唐船仕出改其他伺」を提出したところ、外務省出張所の伊地知貞馨は「是迄之振合ヲ以取扱置（中略）其藩官員ニテ規則通可取計」と指示している（『明治叢書』四、四七頁）。
- (115) (116) 『明治叢書』四、二二頁、二二八頁。
- (117) (118) 「稿本」「市史」一二四頁、一二五頁。
- (119) 『明治叢書』四、八九―九〇頁。
- (120) 『琉球藩雜記』、『沖繩縣史』第十四卷「雜纂一」。
- (121) 『明治叢書』四、五〇―五一頁。
- (122) 「稿本」「市史」二二二頁。
- (123) (124) 『明治叢書』四、二〇三頁以下。西里編『琉球救國請願書集成』（法政大學沖繩文化研究所、一九九二年）参照。

collectors and form a collection that rivaled their own. Behind this success was the solidarity of his family who operated in the same business, a surplus of funds, and the existence of widely exercised capacity for action and a network of information.

On the other hand, for Jiang Shaoshu and other literati, it was necessary to have the opportunity to appreciate a great number of antiques and works of art in order to attain fame and acuity as elite connoisseurs. Moreover, in regard to the enormous number of works of art circulating in the art market, grasping the latest information on trends at the earliest possible moment, and becoming well versed in the prices of works were important preconditions. To this end, the merchants who played the role of go-betweens, introducing their many objects and much information to collectors in each locality, were indispensable to the literati. Additionally, from the merchants' point of view, receiving the assurance of value of works of art from the literati was of course of great benefit in doing business.

Jiang Shaoshu maintained the pose of disdaining the commercialization of the fancy for the accoutrements of the studies of the literati as a step down the road to decadence and the philistines who frenzied after them, but literati and the merchants of arts and antiques had a mutually dependent, symbiotic relationship. In order to spend their lives indulging their tastes, the elite literati required the merchants of Huizhou as indispensable partners, and Wang Yueshi was the consummate example of such a person.

A RECONSIDERATION OF CHINESE, JAPANESE AND RYUKYUAN RELATIONS IN THE XIANFENG-TONGZHI (MEIJI RESTORATION) PERIOD: THE PROBLEM OF THE INVESTITURE OF SHOH TAI AND ITS BACKGROUND

NISHIZATO Kikô

The turbulent period of the Xianfeng-Tongzhi eras of the Qing dynasty and of the Meiji Restoration in Japan had a profound impact on the Ryukyu kingdom as well, inducing simultaneously many problems that troubled relations between the Ryukyu kingdom and both China and Japan. In this study, I first focus on the problems regarding of dispatching of Ryukyuan embassies to Beijing and Edo and secondly on the investiture of Shoh Tai 尚泰 by the Qing and Meiji emperors and the many problems associated with it. I consider the reality of the unprecedented

“alteration” in China-Japan-Ryukyu relations, the character of policies of the authorities in Japan, China, and the Ryukyu kingdom, and the historical significance of the problem of the investiture of Shoh Tai, which is related to the existence of the Ryukyu kingdom. The major points of the argument are as follows.

Regarding the first problem of the embassies, I argue that first due to the turmoil caused by of Taiping armies and the like, delegations from the Ryukyu kingdom had great difficulty in traveling to Beijing and in the tenth year of the Xianfeng era and the first year of the Tongzhi era, they were finally cancelled, but the Ryukyuan embassy fervently sought to visit Beijing without concern for such risks. Secondly, I note that the Qing authorities had weighed the increase in the risks and costs that were associated the Ryukyuan embassy to Beijing and had considered a policy of cancellation, but Ryukuan hopes could not be ignored in order to maintain the place of the Ryukyu kingdom in the traditional order. Thirdly, I found that ultimate cancellation of an embassy to Edo from the Ryukyu kingdom to congratulate the Tokugawa shogun on his accession to office, which had been planned twice, resulted from political considerations between the Edo bakufu and the Satsuma domain. Fourthly, the Ryukyuan authorities hesitated to dispatch an embassy after the Ansei era due to considerations of the costs and risks associated with sending an embassy to Edo, and particularly out of fear of being viewed by the Westerners residing in Edo.

In regard to the second problem of the investiture, I first note that the Qing emperor invested Shoh Tai after he had already been on the throne for 19 years, and the Meiji emperor did the same six years later, and in both cases the continued existence of the Ryukyu kingdom was an inherent problem. Secondly, I argue that behind the Ryukuan authorities fervent desire to receive the investiture from the Qing embassy despite their awareness of the unavoidable risks to stable rule and the enormous political and economic costs was the necessity of carrying out the investiture of Shoh Tai by the Qing emperor and maintaining and strengthening the lord-client relationship between the Qing and Ryukyu states as a foundation to resist the pressures from the Western powers and the Satsuma domain and as a plan to resurrect Shoh Tai as a unifying force in the Ryuku kingdom. Thirdly, I find that Shoh Tai's investiture by Emperor Meiji was not predicated on a request from the Ryukyuan side, but was a unilateral, unprecedented device designed to alter the position of Shoh Tai, and became a turning point in Japan-Ryukyu relations. Fourthly, I note that in order to placate the Ryukyuan authorities, foreign minister Soejima 副島 feigned acceptance of the dual subordination of the Ryukyu Kingdom to the Qing dynasty and Japan and

promised not to alter the current situation, but the Meiji government later labored to discard Soejima's promise.

THE FORMATION OF THE SYSTEM OF TELEGRAPHIC IMPERIAL EDICTS AND MEMORIALS IN THE LATE QING: ON THE INTRODUCTION OF TELEGRAPHIC COMMUNICATIONS IN THE QING POLITICAL SYSTEM

CHIBA Masashi

The introduction of telegraphic communications revolutionized the system of transmission of political information. By the late Qing period, memorials and edicts had already been conveyed by telegraph, and a system of telegraphic memorials 電奏 and edicts 電寄諭旨 was established. The topic of this study is the question of how his system of transmitting information by telegraph was established within the Qing political system.

The establishment of an overseas communications system that accompanied the first dispatch of diplomatic officials to foreign countries in the latter half of the 1870s was the initial occasion for the development of the system. With the appearance of the new circumstances of bureaucrats stationed abroad needing to communicate with the home government, the telegraph became the means of communication employed. It was actively used at the time of the negotiations over the Ili 伊犁 problem with Russia, but during the first round of negotiations in 1879 it was not possible to communicate with Chonghou 崇厚, in Russia, and this led to his concluding the treaty on his own. On the basis of this failure, in the second negotiations of 1880 a system for telegraphic transmission of directives from the home government was established. The first time a edict was sent by telegraph was one conveyed to Zeng Jize 曾紀澤 in Russia. On the other hand, this active use of the telegraph for this sort of foreign communications heightened awareness of the necessity of expediting domestic communication. The Ili problem served as the occasion for the start of the building of domestic telegraphic facilities in earnest. Subsequently, the telegraph came to be used for domestic communications, but the occasion for its regular development was the strengthening of the communications system required by the increasing urgency of the Vietnam situation. In this manner, around the time of the outbreak of the war